

北海道大学 問1 問3  
中村 睦男 1 賛成した 3 その他

問2

国大協設置形態特別委員会の最終報告に対する検討結果および会長談話に表れている法人化受け入れにあたっての基本的考え方に賛成したので。

問4

(記述なし)

---

弘前大学 問1 問3  
遠藤 正彦 1 賛成した 1 事前了承あり

問2

国立大学法人化は、大学に競争原理を導入するものであるが、弘前大学のような地方大学は、その競争の出発時において大学間格差、地域間格差というハンディキャップを背負っており、先行きに不安がある。

このため、国立大学協会国立大学法人化特別委員会において、大学間格差、地域間格差の問題を取り上げてもらうことを議長に要望した上で、賛成した。

問4

(記述なし)

---

岩手大学 問1 問3  
平山 健一 - -

問1のコメント

4月19日時点では学長職になかったので、回答いたしかねます。

問2

国立大学の法人化に賛成である。

従来からの設置形態のままでは大学改革に限界があり、将来にわたって社会から評価される国立大学として存続していくことは困難であると感じていた。

法人化は、岩手大学の目標を実現するための手段として位置づけているが、岩手大学構成員の前向きな参画と自立的な努力により、社会の様々な要請に応えられる高等教育研究機関としてこれまで以上に岩手大学の存在価値を高める契機としていきたい。

問3のコメント

4月19日時点では学長職になかったので、回答いたしかねます。

問4

わが国の高等教育研究全般にわたる将来的な展望(国のグランドデザイン)や具体的な政策、またそれを実現するための予算的な措置が国から早急に示されることが望ましい。現状では高等教育の目標や基本的在り方、国立・公立・私立の高等教育機関の役割分担、高等教育の全体規模・地域配置、財政の在り方など曖昧な点が多い。

---

宮城教育大学 問1 問3  
横須賀 薫 1 賛成した 3 その他

問2

臨時国立大学協会総会後の本学教授会(議長は学長)において、報告事項で(1)挙手採決が行われた状況、(2)私自身の賛否に関する行動、(3)賛成に挙手した理由、について説明した。(3)に関する発言の要旨は次の通り。

国の行財政改革の動向の中で独立行政法人制度が設定され、国立大学の対応が問われている。そこにおいて国立大学法人という選択肢は最善とは言えないが、独立行政法人化や民営化と比較すれば、教育・研究機関としての独自性の確保や自治的運営についての可能性が大きいと考え、現段階において選択すべき方向と判断した。

問4

特になし

---

福島大学 問1 問3

臼井 嘉一 賛成していない -

問1のコメント

賛成のみ確認後、他の意見確認もせず、「賛成多数」で採決された。私は「賛成」には挙手しなかった、という結果で終わった。

問2

(現在の考え)文科省が「積極的」に進める中でどれだけ「問題点」を解決しつつ、主体的に対処できるかがポイントであろう。

問3のコメント

評議会としては「反対」もしくは「慎重論」の意向が強かった。

問4

(記述なし)

---

宇都宮大学 問1 問3

田原 博人 (3) 保留 2 事前了承なし

問1のコメント

賛成多数で反対以降の表決はとらなかったが、もし表決をとれば(3)にしようとしていた。

問2

独法化の問題は大学の自治の根幹にかかわる事項である。単に学長が決めれば良いというものではない。例えば、臨時総会で学長が了承したとしても、その結果を大学に持ち帰り、しかるべき議論の場で学長の責任で説明し、その結果を踏まえて、6月の国大協総会で最終結論を出すべきと考えており、そう発言した。時間的余裕がないといって急いで承認するのではなく、主体的に係わっていくことが、大学のあり方を考える面で重要である。今でもそのことは間違っているとは思っていない。

問4

(記述なし)

---

群馬大学 問1 問3

赤岩 英夫 1 賛成した 3 その他

問2

最終報告は長い時間をかけ十分論議されたものであり、国立大学法人化が大学の自主性・自律性を前提とした大学改革の一環として位置付けられており、また、権限が大幅に大学に委譲されるなど国大協が主張してきたことの多くが取り入れられている。故に大学責任者として最終報告の制度設計に沿って、法人化の準備に入ることが必要と考え賛成した。現在もその考えに変わりはない。

問3のコメント

国大協臨時総会前の4月11日及び12日に教職員を対象に、国立大学の法人化に関する説明会を開催し、最終報告についての説明及び国大協臨時総会への対応について意見聴取を行った。

問4

特になし。

---

お茶の水女子大 問1 問3

本田 和子 1 賛成した 2 事前了承なし

問2

(1) 大学が法人格を持つこと自体は、必然の経緯と考える。  
(2) たゞし、運営交付金の算出基準、教育・研究業績の評価基準等、不明部分が多いまゝに決議せざるを得なかった事態は、遺憾である。こゝに至るまでの国大協、各大学、文科省の動き方に関しては、批判と反省の余地が大きい。

問4

独法化阻止運動の目標は何でしょうか。  
現状のまゝ、国立大学という設置形態を保ちたいのか、あるいは、時期の遅延か、あるいは、内容のより精緻な検討か。何が最終目標なのでしょう。

---

電気通信大学 問1 問3

梶谷 誠 1 賛成した 3 その他

問2

国立大学と言えども、できる限り国から独立して、自主的、自律的に活動すべきであり、そのためには法人格を持つことが不可欠である。

問4

(記述なし)

---

東京水産大学 問1 問3  
隆島 史夫 1 賛成した 2 事前了承なし

問2  
国立大学の自主性・自律性を担保しつつ改革・改善を行う上で  
会長談話の主旨は、適当と判断した。現在も同じ。

問4  
(記述なし)

---

静岡大学 問1 問3  
佐藤 博明 2 反対した 3 その他

問2  
(1)法人化の制度設計が、大学の教育研究に市場原理と効率性の  
導入を優先させることとなっている点。  
(2)法人化による「大学の自主性・自律性」の確保・拡充を強調  
しながら、例えば、中期目標・中期計画の策定・認可、さら  
には評価結果を資源配分(運営費交付金、教職員の待遇等)にリ  
ンクさせる仕組等でむしろ大学運営の手をしばることになっ  
ている点。  
(3)旧帝大等、大大学と弱小地方大学の格差をそのままにして法  
人化をすることの(問題)。

#### 問3のコメント

法人化検討委員会、評議会等の意見を踏ま(えて)

問4  
法人化に伴う、種々の問題点、とくに「負の側面」について、  
国民的理解と認識の広がりがとばしい点を危惧。

---

総合研究大学院 問1 問3  
小平 桂一 - 2 事前了承なし

問1のコメント  
当日午後は本学の緊急用務のため欠席した。

問2  
国立大学の現状、国大協のたどった経過、会長の立場を考  
えると止むを得なかったと思います。

問4  
国立大学は改革の必要があるが、今回の独法化の方法が優  
れているとは言えない。  
総研大は非常に特殊な大学院大学なので、本来なら大学共  
同利用機関と共に国の全面的支援・管理下にあってもよい  
ものと考える。

---

大阪教育大学 問1 問3  
稲垣 卓 - -

問1のコメント  
平成14年6月10日付で学長交代いたしました。  
前任者からは詳しいお話は承っておりません。  
悪しからず御了承下さい。

問2  
(記述なし)

問4  
(記述なし)

---

奈良教育大学 問1 問3  
大久保 哲夫 - -

問1のコメント  
病気入院中のため当日は欠席

問2  
(記述なし)

問4  
結果をどのような形で公表されるのか不明ですが、有効性  
については疑問を感じています。

---

山口大学 問1 問3  
加藤 紘 - -

問1のコメント  
本年、5月16日付けで学長に就任しました。  
お問い合わせの会議(4月19日)には出席しておりませ  
んの  
で回答はいたしかねます。

問2  
(記述なし)

問4  
(記述なし)

---

九州大学 問1 問3  
梶山 千里 - -  
問1のコメント

お問い合わせのありました国立大学協会総会での会長談話については、既に総会において多数決による承認として、合意に達したと考えております。

したがって、現時点での回答は意味をなさないものと考えますので、回答を控えさせていただきます。

問2  
(記述なし)

問4  
(記述なし)

琉球大学 問1 問3  
森田 孟進 1 賛成した 3 その他

問2  
国による規制が大幅に緩和されることに伴い、大学独自の運営が可能となり、大学の自主性・自律性が発揮され、個性豊かな大学の発展が期待される。

しかしながら、国立大学法人法(仮称)の制定に当たっては、大学の自主性・自律性及び学問の自由等が担保されるべく、国立大学協会として十分に注意し努力しなければならない。

問4  
国立大学の法人化によって、地方の国立大学が衰退することがあってはならない。もし地方の国立大学が衰退すれば、地方の経済、文化の活性化も期待できない。

宮崎大学 問1 問3  
藤原 宏志 2 賛成しない 1 事前了承あり  
問1のコメント

挙手採決は賛成挙手だけであった。賛成できない旨発言し、賛成には加わらなかった。

問2  
高等教育に果たすべき国の責任を考えると、提案された会長談話を認めることができなかった。また、平成9年に行われた「独立行政法人にもとづく国立大学の法人化には賛成できない」とする国立大学の考え方を踏襲すべきと考えている。

問3のコメント  
上記の考え方で国大協総会に臨むことについて、評議会で報告・了承を得た後、全学説明会に報告し意見を聞いた。

問4  
国立大学の法人化はとりわけ地方大学にとって厳しい事態の招来が予想される。国民的利益を損なう怖れを感じつつも、法(国立学校設置法)にもとづき設置されている大学の長として、法が改訂されようとしている事態をただ静観することは許されず、法人化に向けて適切な対応を提起する他ない。国大協総会(4/19)終了後、評議会を開き、経緯を報告し、大学として「法人化」への対応を提案するとともに、宮崎大学の見解を公表した。国立大学の設置形態がどうあろうとも、国民の利益がどこにあるかを真摯に見つめていきたいと考えている。

鹿児島大学 問1 問3  
田中 弘允 2 反対した 2 事前了承なし

問2  
(学長ホームページに詳細な報告あり)

問4  
(学長ホームページに詳細な報告あり)